

女子差別撤廃委員会の最終見解に対する取組状況

(暫定的特別措置の実施について)

総務省

○ 国家公務員への女性の参画拡大に関する取組

人事管理運営方針において、各府省において策定した「女性職員の採用・登用拡大計画」に基づき、及び「採用昇任等基本方針」に沿って、女性職員の採用・登用の一層の拡大を図ることを定め、能力と意欲を持った女性職員の採用・登用の推進を徹底したほか、人事管理官会議幹事会において、各府省に対して、女性国家公務員の採用・登用の拡大に向けたより一層の取組を行うよう要請した。

また、女性国家公務員の採用・登用、各府省における取組状況等に関するフォローアップ調査を行い、各府省の採用・登用の女性割合を含め、その結果を平成 22 年 7 月 13 日に公表した。

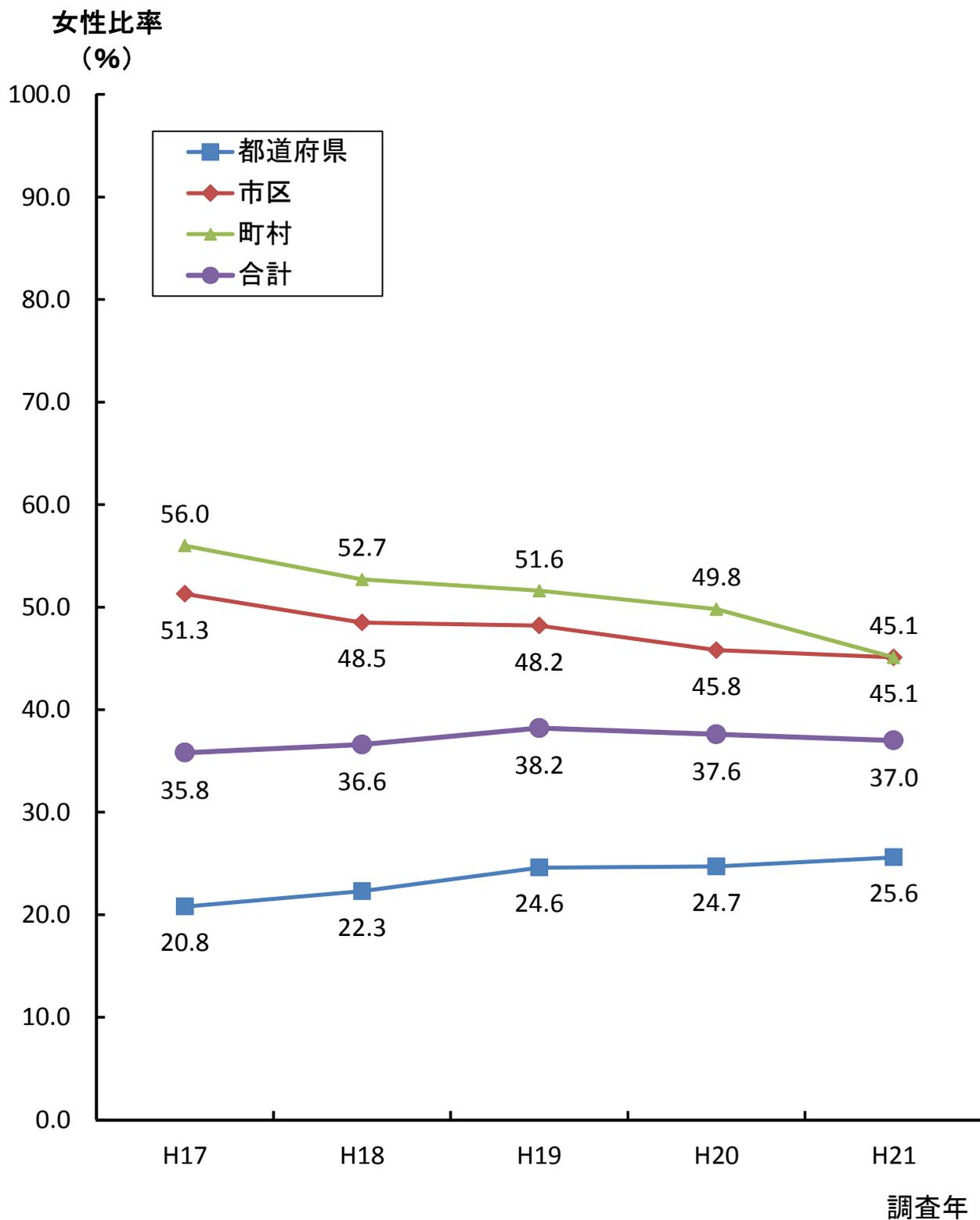
○ 地方公務員への女性の参画拡大に関する取組

各地方公共団体に対し、第 3 次男女共同参画基本計画の閣議決定について情報提供をするとともに、女性職員の採用、登用等の拡大に向けた取組の更なる推進を要請する通知(平成 23 年 1 月 7 日付け総行公第 1 号)を発出した。

各地方公共団体の人事担当者等が出席する総務省主催の各種会議の場(直近は全国都道府県財政担当者連絡会議(平成 23 年 4 月 26 日開催))において、女性職員の柔軟な勤務体制の推進やキャリア形成の支援等、女性職員の登用の拡大に向けた取組の積極的推進を要請した。

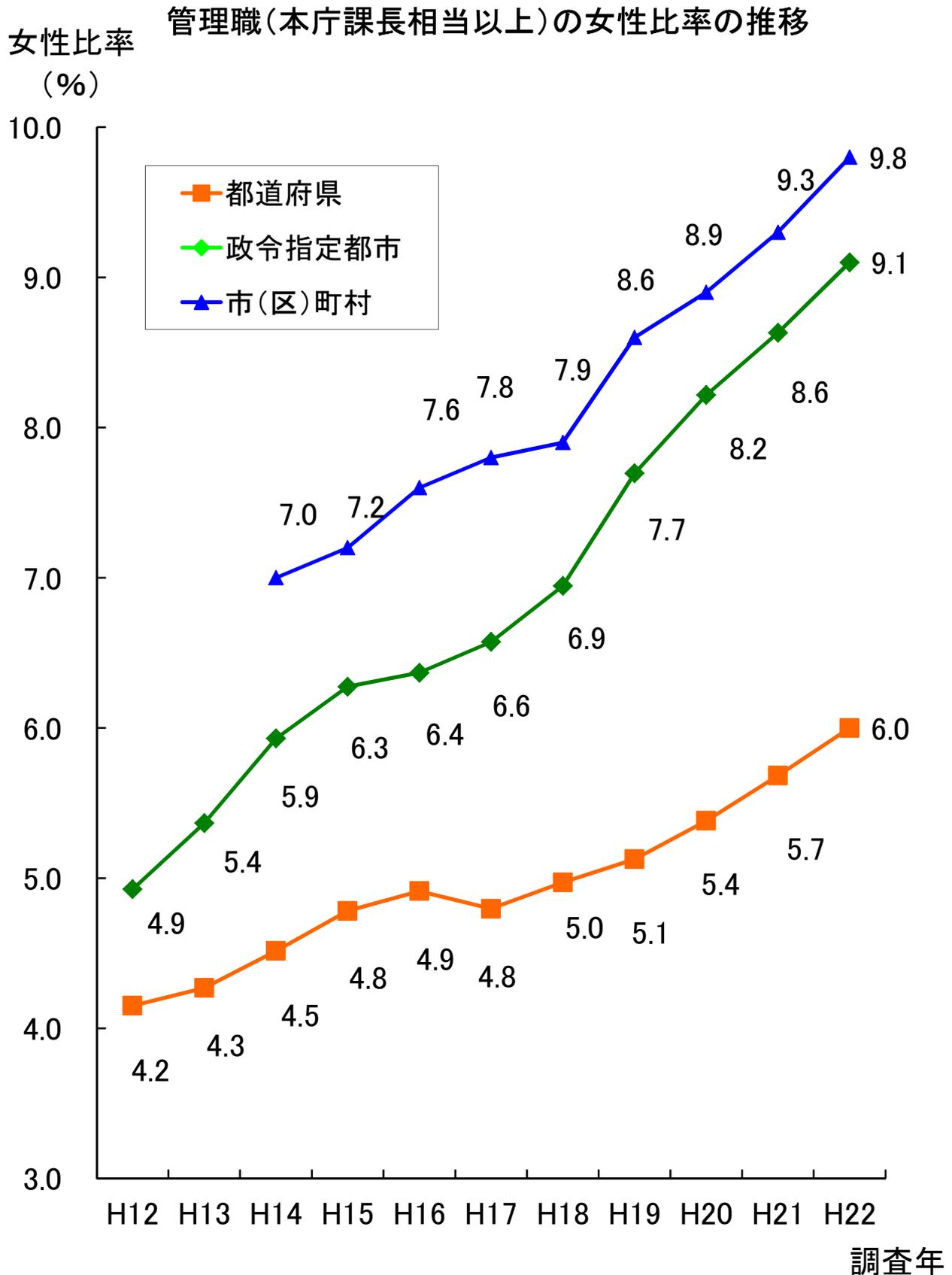
(参考資料・・・資料 1 及び資料 2)

競争試験合格者に占める女性の割合の推移



※1 総務省「平成21年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より

※2 競争試験は、人事委員会又は任命権者が実施したものを対象



※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成22年度)」より